

認知症施策推進支援及び普及啓発事業業務委託受託者評価要領

1 目的

この要領は、認知症施策推進支援及び普及啓発事業業務公募型プロポーザル方式実施公告に基づいて応募があった提案を評価し、同業務の受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

2 企画提案評価会議

(1)開催

上記1の受託候補者を選定するために企画提案評価会議を開催する。

(2)構成

ア 企画提案評価会議は、別表1の構成員をもって構成する。

イ 企画提案評価会議の座長は、介護支援課長とする。また、座長代理は介護支援課課長補佐とする。

ウ 座長代理は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

エ 企画提案評価会議は、座長が招集する。

オ 企画提案評価会議は、構成員の過半数の者が出席しなければならない。なお、出席できない構成員は、代理の者を指定し出席させることができるものとする。

カ この要領に定めるもののほか、企画提案評価会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

3 選定の方法

企画提案評価会議は、提出された提案を評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を受託候補者として選定するものとする。

4 審査対象

提出書類（提案書）及びプレゼンテーションを審査する。

5 審査方法

(1)別表2の選定基準の審査項目ごとに評価し、出席構成員の評価点数の総点数の最上位者を受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、座長が指名する者を受託候補者とする。

(2)基準点は、出席構成員数に60を乗じた値とし、これに満たないものは選定しないこととする。

6 評価点数算出方法

(1)評価基準は、A～Eの5段階評価とする。

A 非常に優れている

B 優れている

C 標準

D やや劣る

E 劣る

(2)評価点は、各審査項目に対する配点に係数1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)を乗じて算出する。

別表 1

企画提案評価会議構成員名簿

職 名	備考
介護支援課長	座長
介護支援課課長補佐	座長代理
介護支援課課長補佐兼サービス係長	
介護支援課介護人材係長	
保健・疾病対策課職員	

別表 2

選定基準

項 目	評価の視点	配点
1 事業のコンセプト、基本的な考え方	・業務に関する基本的な考え方・視点が適切なものか	10
2 事業内容の適切性	・実施公告6(2)④に記載されている必要事項がすべて記載されているか	50
	・事業目的、仕様書の内容を満たした提案となっているか	
	・コンセプトを具現化するために行う事業は有効か	
	・特色ある取組に向けた工夫は見られるか	
3 実現性・業務遂行の確実性	・想定している成果品について分かりやすく見やすいデザインとなっているか	40
	・提案事項を確実に実行できる組織・人員体制となっているか	
	・実施可能なスケジュールとなっているか	
	・確保可能な会場、設備などの提案は実現可能なものとなっているか	
・見積内容、積算根拠が提案内容と整合が取れているか		
合 計		100